

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
1月16日  
(火曜日)

## 目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 一

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) ..... 三

道路の区域の変更 (道路整備課) ..... 四

道路の供用の開始 (道路整備課) ..... 五

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路整備課) ..... 五

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 六

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課) ..... 七

国営農地再編整備事業 (豊北地区宮迫換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 七

国営農地再編整備事業 (豊北地区荒田換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) ..... 八

### 山口県告示第十四号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年一月十六日から同年二月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び光市環境市民部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 新日鐵住金ステンレス株式会社  
住 所 東京都中央区日本橋本石町三丁目二番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 新日鐵住金ステンレス株式会社製造本部光製造所  
所 在 地 光市大字島田三三四番地
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ( $m^3$ /分)	予 定 日 期	予 定 日 期	使 用 時 間 隔
六一一水	五〇〇	平成一九年 二月一九日	平成一九年 二月二三日	平成一九年 二月二三日 連 続 二 四 時 間 一 日 当 た 一 時 間 季 節 的 変 動 の 概 要 変 動 な し

備考 「六一一水」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第六十一号の鉄鋼業の用に供する湿式集じん施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等		汚 染 状 態		値
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素	
六-一ホ	通	常	六	九	六
	最	最	八	一〇	六
七	通	常	五	三	六
	最	最	六	四	六
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。					

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

含油排水処理施設	第一戻水場除濁施設	種 類	構造	能 力 ( $m^3$ /日)	処理の方式	使用時間間隔	概 季節的変動の要	工事着手予定 年 月 日	工事完成予定 年 月 日	使用開始予定 年 月 日	
銅板製	コンクリート製			六九、二〇〇	凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)
				三、四六〇	凝集加圧浮上						

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目		汚 水 等		汚 染 状 態		値
	処理前	処理後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素	
第一戻水場除濁施設	八・九	七・五	七・九	一七・二	九五・四	二二・九	六八・三五六
	八・九	七・五	七・九	一七・二	九五・四	二二・九	六八・一五五
含油排水処理施設	八・九	七・五	七・九	一七・二	九五・四	二二・九	六八・一五三
	八・九	七・五	七・九	一七・二	九五・四	二二・九	六八・一五三

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

排 水 口	排 出 水 の 状 態 の 値		排出水の一日当たりの量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
通	常	六	六八・三五六
	最	八	六八・一五三
最	大	九	六八・一五三
	大	一〇	六八・一五三

No. 8	No. 7	No. 4	No. 3	No. 2	No. 1
排水口	排水口	排水口	排水口	排水口	排水口
"	八・二	七・五	"	"	七・四
"	八・五	八・五	"	九・五	八・五
"	二	一・五	"	一四・五	七
"	三	一六	"	二〇	一〇
"	四	一六・九	"	二二・五	一〇・六
"	九	"	"	四〇	三〇
"	検出せず	三・八	"	"	四・五
"	二	二五	"	六〇	二〇
"	四	六〇	"	一〇一	四〇
"	〇・二	"	"	〇・四	〇・三
"	〇・四	〇・七	"	〇・八	〇・六
一七六、八八〇	一七五、二〇〇	一八、五〇八	一七、四五〇	一〇、六九九	五、八三七
一七八、五六〇	一七五、二〇〇	二五、一七八	一九、三七九	一一、八八一	八、四七〇

山口県告示第十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年一月十六日から同年二月五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六

三 特定施設の種別

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十四号の化学肥料製造業の用に供する湿式集じん施設、同表第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、同表第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設、アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち蒸りゆう施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

排水水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 1 排 水 口	項目		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			変更後	変更前	
"	七・五	"	七・六	七	通 常 最 大
"	"	"	八・五	六・五	
"	一四・七	"	二二・四	二・五	通 常 最 大
"	一七・八	"	二七・五	五	
"	九・六	"	一四・八	四	通 常 最 大
"	二三	"	二四	一三	
"	一	"	一・五	二・五	通 常 最 大
"	七	"	二二	一・一	
"	三四・二	"	五二・一	一・三	通 常 最 大
"	〇・〇五五	"	〇・一四七	〇・〇五	
"	〇・二三	"	〇・四一	〇・〇五	通 常 最 大
"	一〇・二九一	"	四三・三八〇	二・四〇〇	
"	一一・二七九	"	四八・五九八	六・六〇〇	大

山口県告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 県道  
路線名 新南陽津和野線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
周南市政所二丁目一六一〇地先から同市土井二丁目一七六〇の二地先まで	新	最狭 一六・〇 最広 四八・〇〇	四七八・二	道路改良工事で完了による。

道路の種類 県道  
路線名 山口宇部線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
山口市小郡下郷字中領二九一の六地先から同市小郡下郷字隅田三三七二の九地先まで	旧	最狭 三一・五 最広 八八・二	二、三三三・六	備考
山口市小郡下郷字中領二九三の一地先から同市小郡下郷字隅田三三七二の九地先まで	新	最狭 一八・七 最広 八八・二	二、三三三・〇	一般国道九号の道路の区域(重用)

道路の種類 県道  
路線名 萩篠生線  
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

萩市大字椿東字長山四六三の二地先から同市同大字字中山四五九の一五地先まで		新	旧
最狭 四九・八〇	最狭 二七・〇八	二六四・八	二六四・八
道路改良工事の完了による。			

道路の種類 県道  
路線名 萩津和野線  
道路の区域

区間	新	旧	旧新別	備考
萩市大字椿東字長山四六三の二地先から同市同大字字中山四五九の一五地先まで	最狭 四九・八〇	最狭 二七・〇八	(メートル) 敷地の幅員 (メートル)長	県道萩篠生線の道路改良工事の完了による。県道萩篠生線の道路の区域(重用)

山口県告示第十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成十九年一月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区域	供用開始の期日
新南陽津和野線	周南市政所一丁目一六一〇地先から同市土井二丁目一七六〇の二地先まで	平成十九年一月十七日

萩篠生線	萩市大字椿東字長山四六三の二地先から同市同大字字中山四五九の一五地先まで	平成十九年一月十七日
------	--------------------------------------	------------

山口県告示第十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、県道萩島櫛ヶ浜停車場線道路災害関連工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 県道萩島櫛ヶ浜停車場線道路災害関連工事
- (一) 工事場所 周南市大字大島字坂田から同市大字栗屋字坂田開作までの間
- (二) 工事の概要

工種	数量
掘削工	七、四七〇立方メートル
地下水排除工	一、七五四メートル
吹付砕工	七、一九七メートル
グラウンドアンカー工	四三五本

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(三者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員の出資比率がいずれも二十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA

等級及びとび・土工・コンクリート工事のA等級であること。  
 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土工事業及びとび・土工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 平成十九年一月十五日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者が次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 告示二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格がとび・土工・コンクリート工事のA等級であること。

2 法第三条第六項に規定する一般建設業の許可(とび・土工事業に係るものに限る。)又は特定建設業の許可(とび・土工事業に係るものに限る。)を受けていること。

3 総合評定値のとび・土工・コンクリート工事の数値が八百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 一般建設業又は特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

周南土木建築事務所 周南市毛利町二丁目三八番地

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十九年一月十六日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで  
 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十九年一月二十四日までに発送する。

四 その他  
 この審査についての問合せは、周南土木建築事務所(電話〇八三四―三三―六四七―一)にすること。



(一六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年一月十六日から同年五月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) シュープラザ・ウォンツ下松桜町店

所在地 下松市桜町一丁目一五八九の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目三九番八号	舟橋 政男
株式会社ハーティウォン	広島市中区八丁堀一―番八号	福岡 慎二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目三九番八号	舟橋 政男
株式会社ハーティウォン	広島市中区八丁堀一―番八号	福岡 慎二

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年九月一日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六一七平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

六五台

(二) 駐車場の収容台数

一六台

(三) 荷さばき施設の面積

四八平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

一三立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称

株式会社チヨダ

株式会社ハーティウオンツ

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前八時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年十二月二十八日

(一七) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年一月十六日から同年五月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 スポーツデポ・ゴルフ5 山口店

所在地 山口市大内御堀九六四の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所

株式会社アルペン 名古屋市西区見玉三丁目三五番一八号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗の名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

代表者の氏名 水野 泰三

変更前 (仮称)スポーツデポ・ゴルフ5 山口店

変更後 スポーツデポ・ゴルフ5 山口店

株式会社ライトオン

株式会社ライトオン

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

株式会社ハーティウオンツ

四 届出年月日  
平成十八年十二月二十一日  
五 変更年月日  
平成十八年九月一日

(一八) 国営農地再編整備事業(豊北地区宮迫換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区宮迫換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区宮迫換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年一月十七日から同年二月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

（一九）国営農地再編整備事業（豊北地区荒田換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区荒田換地区の換地計画を定めたので、同条  
第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供しま  
す。

平成十九年一月十六日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業（豊北地区荒田換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年一月十七日から同年二月五日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成十九年一月十六日印刷  
平成十九年一月十六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）